

## 玉名市学校給食施設再編検討業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、玉名市学校給食施設再編検討業務委託（以下「業務」という。）の委託業者を、公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

#### (1) 件名

玉名市学校給食施設再編検討業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「玉名市学校給食施設再編検討業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

#### (4) 業務に係る提案上限額

7,720,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本業務を遂行する能力を有し、次の要件を全て満たす者（個人での参加は不可）とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない事業者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は、実質的経営に関与している事業者ではないこと。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けていない事業者であること。
- (6) 所要の資格を網羅した技術者を用い、業務を計画的かつ的確に遂行させることができる事業者であること。
- (7) 本市との協議や調整に十分な能力を有し、契約及び本業務の実施等について、柔軟な対応ができる事業者であること。
- (8) 次の業務について国又は地方公共団体から直接受託し、かつ、その委託業務を履行し、成果物を納品した実績を有していること。
  - ・ 学校給食施設整備に関する基本計画策定業務

#### 4 スケジュール

内容	期日
実施要領の公表	令和6年4月30日(火)
質問書の提出期限(任意)	令和6年5月10日(金)午後5時まで必着
質問書に対する回答	令和6年5月15日(水)
参加申込書等の提出期限	令和6年5月20日(月)
企画提案書等の提出期限	令和6年5月28日(火)午後5時まで必着
プレゼンテーション	令和6年6月5日(水) 予定
審査結果の通知・公表	審査後1週間以内
契約締結	令和6年6月下旬

#### 5 質問書の提出(任意)

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書(様式1号)を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年5月10日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

質問書を電子メールにて提出すること。(電話、来庁等口頭による質問は不可。)

(3) 質問書への回答期限及び方法

令和6年5月15日(水)までに、市ホームページに掲載する。

#### 6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

提出書類	提出部数	備考
ア 参加申込書(様式第2号)	1部	
イ 会社概要書(様式第3号)	1部	会社概要を紹介したパンフレット可
ウ 業務実績調書(様式第4号)	1部	受託者であることが証明できる文書等を添付すること。
エ 定款、規約その他これらに類する書類	1部	最新のもの(コピー可)
オ 登記事項証明書	1部	コピー可
カ 納税証明書(滞納がないことの証明書)	1部	消費税及び地方消費税、法人税、都道府県税、市町村税

※オ、カについては、発行後3か月以内のもの

※カについては、税務署及び本社所在の自治体で発行されたもの

(2) 提出期限

令和6年5月20日(月)午後5時まで(郵送の場合は必着)

(3) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで(土・日、祝日等は除く。)

(4) 提出方法

郵送又は持参

※郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、封筒表面に「玉名市学校給食施設再編検討業務委託プロポーザル参加申込書在中」と明記すること。

## 7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類	提出部数	備考
ア 企画提案書（様式第5号）	正本1部	
イ 企画提案書別紙（様式任意）	正本1部 副本10部	
ウ 業務実施体制調書（様式第6号）	正本1部 副本10部	
エ 業務工程表（様式任意）	正本1部 副本10部	業務工程と役割分担が具体的にわかるよう提案すること。
オ 見積書（様式第7号）	正本1部	
カ 事業費積算内訳書（様式任意）	正本1部 副本10部	

(2) 書類作成に当たっての留意事項

ア 提出する書類の企画はA4版片とじ・横書き・片面とする。

イ 仕様書の業務内容を踏まえること。

(3) 提出期限

令和6年5月28日（火）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(4) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（土・日、祝日等は除く。）

(5) 提出方法

郵送又は持参

※郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、封筒表面に「玉名市学校給食施設再編検討業務委託プロポーザル参加申込書在中」と明記すること。

## 8 企画提案の審査

(1) 審査方法

本市が設置する「玉名市学校給食施設再編検討業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、次に示す審査項目及び配点に基づいて審査を行うものとする。

(2) 審査項目及び配点

審査区分	評価項目	評価の視点	配点
書類	業務の実績	本業務の実施に必要な実績、業務遂行に必要なノウハウを有しているか。	10
	経営状況	経営状況に問題はないか。	5
	提案額（見積金額）	10点×最も低い見積額／当該事業者の見積額 ※小数点以下切捨	10
企画提案内容	業務実施体制	業務を円滑に遂行するために、管理責任者や担当者等が適正に配置されているか。	10
	業務工程	業務の実施時期が明確なものであり、実施可能なものとなっているか。	10
	業務の理解・知識	仕様書を踏まえた提案であり、業務目的、条件、内容などを十分理解した内容となっているか。	15
	業務の実施方法	施設状況の確認や現状の課題の確認手法について、具体的な提案がなされているか。	20
		改修費や設備の更新費等の検討について、具体的な積算方法が提案されているか。	10
	独自提案	本業務仕様書に記載した内容等以外に、本業務の目的を達成するために効果が期待できる、独自提案が示されているか。	10
合計			100

(3) プレゼンテーションの実施

ア 実施日

令和6年6月5日（水）実施予定

※実施日や開始時間、会場等の詳細は別途通知する。

イ 内容

プレゼンテーション及び質疑応答

ウ 説明者

本業務に携わる管理責任者を含めて3人以内とする。

エ 実施方法

プレゼンテーションは企画提案書の受付順で実施するものとし、1事業者あたりの時間は40分以内とする。（プレゼンテーション20分、質疑応答20分）

オ その他

プロジェクター、ケーブル（HDMI、VGA）、スクリーン及び電源は市で準備するものとし、その他必要な機材は参加者が持参し、機材の操作等を行うこと。

(4) 受託候補者の選定

選定委員会の審査により順位を決定し、最高得点者の事業者を受託候補者として選定する。ただし、審査項目に基づく各審査委員の評点の平均が60点に満たない事業者は、選定の対象としない。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、審査後1週間以内に、全ての参加事業者に書面で通知するとともに、市のホームページで公表を行う。

なお、審査結果の公表時には、最高得点者以外の応募者名は非公表とする。

## 9 失格事項

本プロポーザルへの参加事業者が、次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 本要領2(4)に示す提案上限額(総額)を超える提案を行った場合
- (2) 本要領3に示す参加要件を満たさなくなった場合
- (3) 本要領8(3)に基づくプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 提出書類及びプレゼンテーションの内容等について、虚偽、不正等があることが明らかになった場合
- (5) 他の参加事業者と応募内容について相談するなど、公平、公正なプロポーザルの実施を阻害したと本市が認めた場合

## 10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加検討から業務開始に至るまでに要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属するものとする。ただし、本市は、本プロポーザルの結果の公表など本市が必要と判断した場合には、参加事業者の了承を得た上で、応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (3) 提出書類は、玉名市情報公開条例(平成17年条例第12号)に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となる。ただし、企業ノウハウに関することなど参加事業者が知的財産と認める情報については、開示しないものとする。また、情報の開示は、原則として本プロポーザルによる候補者決定後とする。
- (4) 本プロポーザルへの参加申込を取り下げの場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

## 1 1 問合せ・書類等の提出先

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎1 6 3 番地

玉名市教育委員会教育総務課

総務係（玉名市役所本庁舎2階） 担当：東田

電話：0968-75-1133

電子メール：[kyoikusomu@city.tamana.lg.jp](mailto:kyoikusomu@city.tamana.lg.jp)